第六節　［略］	第五節　［同上］
第四十六条・第四十七条　［略］	第四十条・第四十一条　［同上］
第七節　［略］	第六節　［同上］
第四十八条・第四十九条　［略］	第四十二条・第四十三条　［同上］
第八節　［略］	第七節　［同上］
第五十条・第五十一条　［略］	第四十四条・第四十五条　［同上］
第二章　雑則	第二章　雑則
（雑則）	（雑則）
第五十二条　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。	**第四十六条**　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。